

## 関西島原工業高校同窓会会則

第1条 会の名称は「関西島原工業高校同窓会（以下本会と称する）」と称する。

第2条 本会の事務局は大阪及びその近郊に置く。

第3条 本会員は長崎県立島原工業高等学校（以下母校と称する）卒業生及び協賛会員で構成する。

第4条 本会の目的は会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。

第5条 第3条の資格を有するもので、本会への入会及び脱会は随時本会の事務局へ届け出、承認を受けることで成立する。

第6条 本会は会員の常軌を超えた所業が認められた場合は、退会を命じることができ

第7条 本会には次に掲げる役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| 1. 会長    | 1名  |
| 2. 福会長   | 若干名 |
| 3. 幹事長   | 1名  |
| 4. 副幹事長  | 若干名 |
| 5. 事務局長  | 1名  |
| 6. 事務局次長 | 若干名 |
| 7. 会計    | 2名  |
| 8. 会計監査  | 2名  |
| 9. 常任幹事  | 若干名 |
| 10. 特別顧問 | 1名  |
| 11. 顧問   | 若干名 |
| 12. 相談役  | 若干名 |

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない

第9条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長、事務局次長、会計、会計監査は役員互選で選出され、総会の承認を得る。

第10条 総会は原則として、毎年7月に開催し、新卒者の歓迎会を兼ねる。

第11条 役員会は毎年、年度末と会長が招集した場合に開催する。

第12条 総会及び役員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 本会の経費は会費、基金の利子、寄付金等をもって充てる。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会役員その他組織への参加会費は同窓会で負担、但し旅費は自費負担とする。

### 附則

第1条 この会則は平成27年7月26日から施行する。

第2条 この改正会則は平成28年5月17日から施行する。

第3条 この改正会則（第7・9条）は平成29年4月20日から施行する。